

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

給与等は高額になるほど税率が上がる累進制の課税である一方、配当所得ならびに株式等や長期で保有する土地建物の譲渡所得に対する税率は一律15%であるため、配当所得や株式等の譲渡所得が多いほど税負担が低くなる。そのため、高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高い傾向にあることから、高所得者層で所得税の負担率が低下するという逆転現象が生じていた。

高所得者層の所得税負担率を是正するため、2023年度(令和5年度)税制改正において極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置が導入されたが、税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額3.3億円を1.65億円に引き下げ、税率22.5%を30%に引き上げる。

2.内容

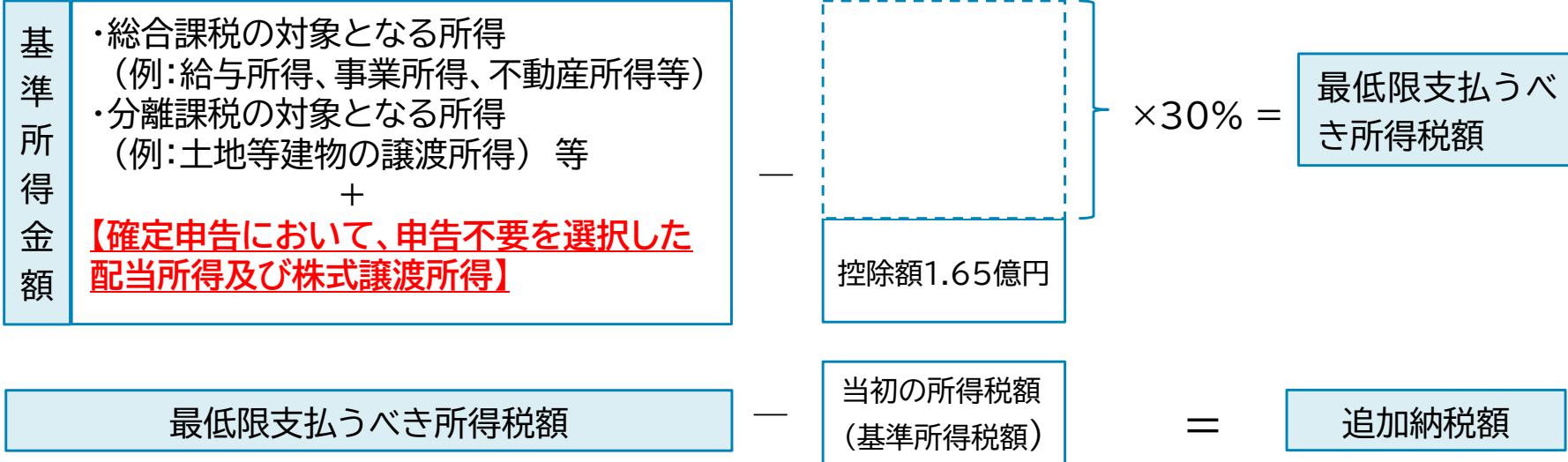
次の金額に相当する所得税が追加課税される。

改正前	改正後
(基準所得金額(※1) - 3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額(※2)	(基準所得金額(※1) - 1.65億円) × 30% - 基準所得税額(※2)

(※1) 基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

(※2) 基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの(復興特別所得税を含む)をいう。

<改正のポイント>



3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用する。

<改正のポイント>

4.影響・対応策

- ・総合課税の対象となる所得がなく、その年の所得が株式や不動産の譲渡所得、上場株式の配当所得のみの場合には、所得が10.33億円を超えるまでは影響が生じなかつたが、本改正により、所得が~~3.37~~
~~億円~~を超えると影響が生じるため、2023年度(令和5年度)税制改正に比べて改正の影響は大きくなると考えられる。
- ・相続対策や事業承継対策、M&A等により多額の不動産譲渡所得や株式譲渡所得が見込まれる場合には、改正の影響を受ける可能性があるため、事前に所得税額の試算やスケジューリングが重要となる。
- ・退職所得の金額は、「(収入金額－退職所得控除額)×1/2」で計算し、退職所得に係る所得税額は他の所得と分離して累進税率により計算することから、多額の退職金を受け取る場合にはおいてはミニマムタックス課税による追加課税が生じない場合がある。従って、MBOやM&A等に際して株式譲渡価額と退職金の配賦の検討が必要となる。
- ・特定口座(源泉徴収あり)において多額の株式譲渡所得が発生する場合や、多額の配当所得(大口株主を除く)がある場合は、申告不要制度を選択した場合であっても、所得金額の多寡により追加納税額が生じる場合がある。

<改正のポイント>

- ・国外転出の際に、一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有している場合には、その対象資産の含み益に対して有価証券の譲渡があったものとしてみなされ、所得の状況によってミニマムタックス課税の影響を受ける可能性があるため留意する。
- ・影響があるのは所得税のみであり、住民税には影響はない。

5. 実務のポイント

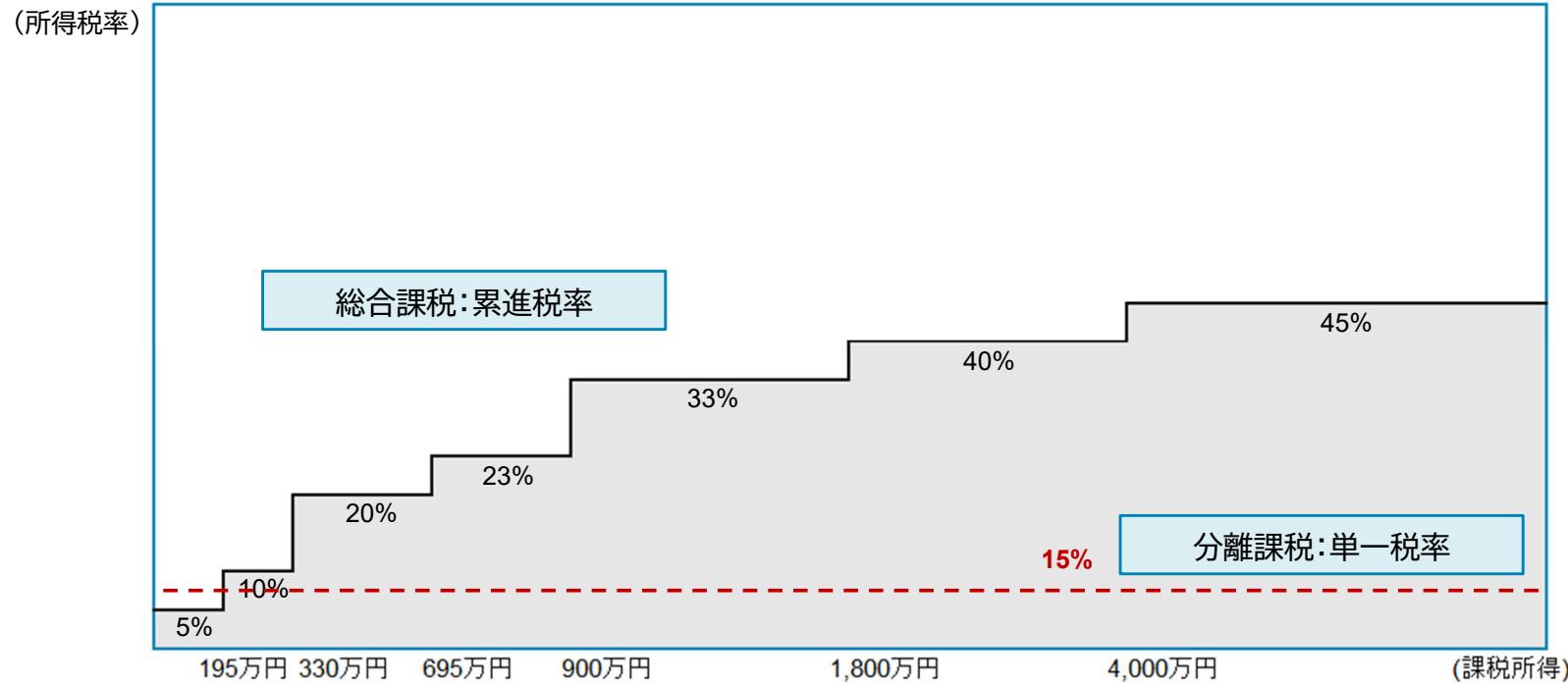
- ・基準所得金額の中には源泉分離課税の対象となる所得金額(例:国内における預貯金から発生する利子所得や一定の割引債の償還差益)や、NISA制度において非課税とされる金額は含まれない。
- ・復興特別所得税の計算方法に留意するとともに、2026年度(令和8年度)税制改正により創設される防衛特別所得税(仮称)の計算方法は法令で確認する必要がある。
- ・基準所得金額にはふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されないため、多額のふるさと納税を実施したとしても、寄附額のうち本制度に係る所得税相当額については減税効果がないことに留意する。

1. 改正の趣旨・背景

(1) 所得税の計算方法 – 総合課税制度と申告分離課税制度 –

所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求めた上で、税額を計算する総合課税制度がある一方、特定の所得については、他の所得金額と分離した上で一定の税率をかけて税額を計算するという申告分離課税制度がある。

総合課税の対象となる所得は、5%～45%の超過累進税率により所得税が課されるが、分離課税の対象となる所得は、所得の多寡に係わらず、単一税率で所得税が課される。そのため、同じ所得金額であったとしても総合課税と分離課税では、分離課税の方が適用される税率が低くなる場合がある。



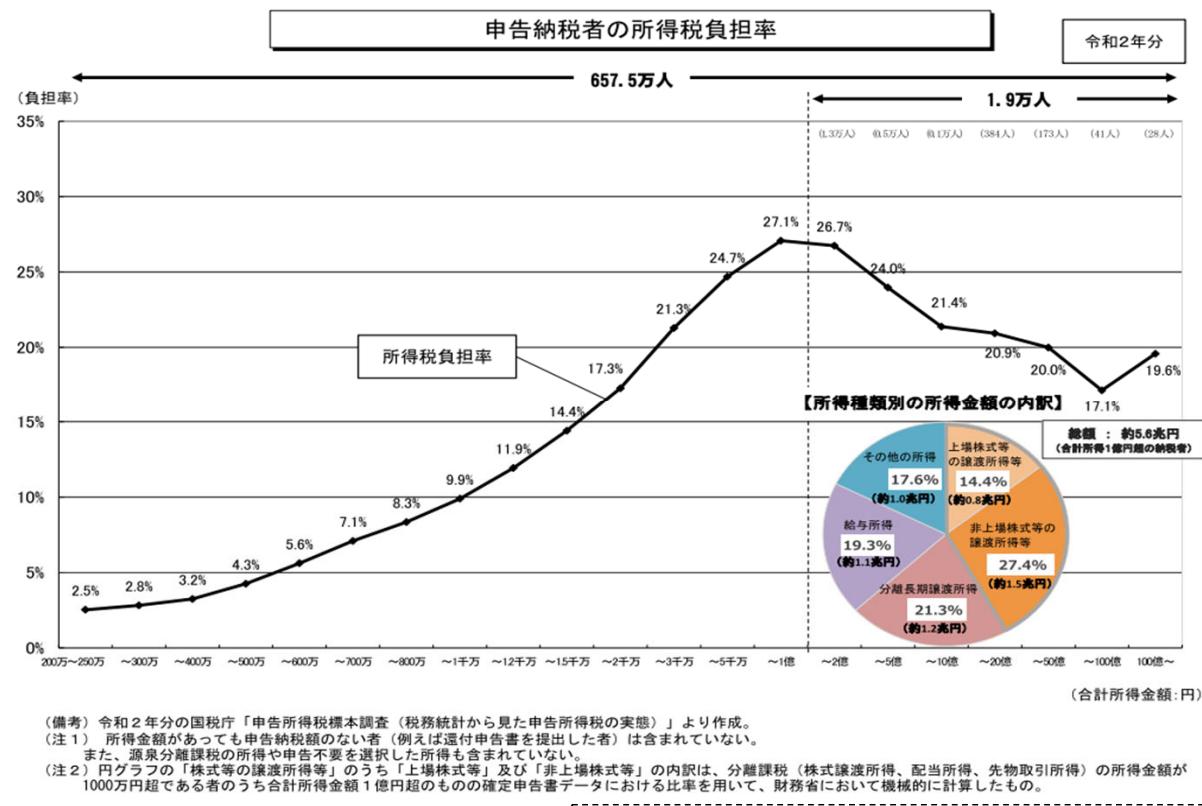
1. 改正の趣旨・背景

(2) 申告納税者の所得税負担率の分布 －1億円の壁－

申告納税者が納める所得税の負担率は、統計上、所得5,000万円超～1億円の層で27.1%と最も高くなり、所得が1億円を超えると負担率が下がるという、いわゆる「1億円の壁」問題が従来より指摘されていた。

これは、高所得者層ほど分離課税の対象となる株式譲渡所得等や不動産譲渡所得の占める割合が多くこれらの所得は所得金額の多寡に係わらず、単一税率での所得税が課されることに要因がある。

そのため、所得金額に占める金融所得や不動産譲渡所得、退職所得といった分離課税所得が占める割合が極めて多い富裕層に対し、課税を強化する改正となった。

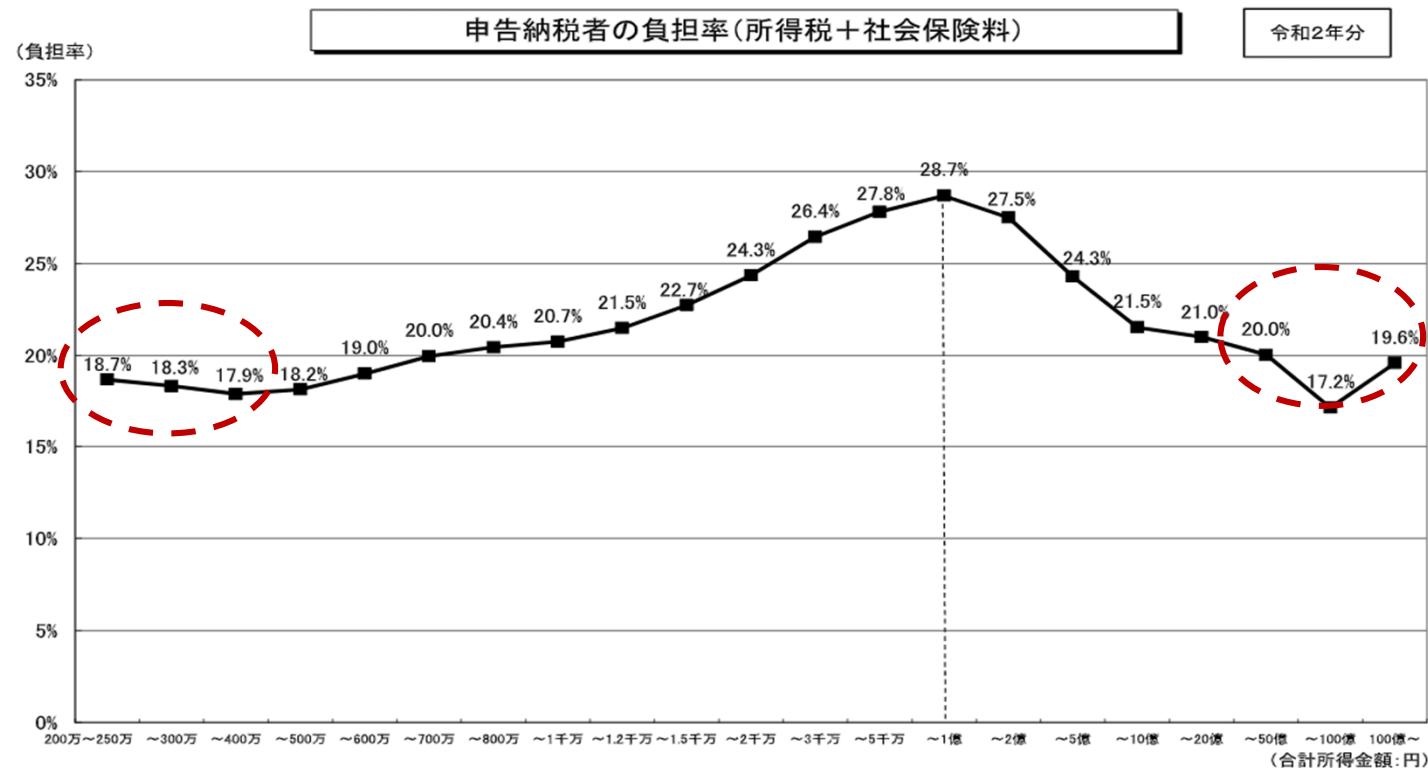


(所得税: 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し)

1. 改正の趣旨・背景

(参考)申告納税者の所得税及び社会保険料負担率

社会保険料の負担額は上限があるため、一定の所得を超えると、所得に占める社会保険料の負担率は下がる傾向にある。したがって、所得税に加えて社会保険料の負担を加味した場合の負担率は、高所得者層と低所得者層が同程度になっており、ことさら不公平感が際立っていた。



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

(出典:2022(令和4)年10月4日政府税調第17回会議資料)

(所得税:極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し)

2. 改正の内容

(1) 改正内容

計算式が見直され、(基準所得金額 - 1.65億円) × 30%という算式で計算した税額が基準所得税額を超える場合は、差額金額に相当する所得税が追加課税される。

改正前	改正後
(基準所得金額 - 3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額	(基準所得金額 - <u>1.65億円</u>) × <u>30%</u> - 基準所得税額

(2) 基準所得金額とは

基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

申告不要制度とは、①確定申告を要しない配当所得等の特例及び②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例をいう。

基準所得金額	=	総合所得								
		利子所得	配当所得	不動産所得	事業所得	給与所得	雑所得	一時所得	土地・建物等以外の譲渡所得	
分離所得										
土地・建物等の譲渡所得		上場株式等に係る配当所得		株式等に係る譲渡所得		先物取引に係る譲渡所得		山林所得	退職所得	
+ 申告不要を選択した配当所得及び株式等に係る譲渡所得										

2. 改正の内容

(3) 基準所得金額に含まれるかどうかの判定

基準所得金額に含まれる所得の例	基準所得金額に含まれない所得の例
未上場株式の譲渡	NISA制度により非課税とされる金額
特定口座(源泉徴収あり)で譲渡した上場株式等の譲渡所得	国内の預貯金等から発生する利子等
申告不要を選択できる上場株式等の配当等	一定の割引債より生じる償還差益
大口株主が受け取る上場株式等の配当等	スタートアップ再投資制度により非課税とされる金額
退職所得 (退職所得控除及び2分の1計算の適用後)	
土地等建物の譲渡所得	

(4) 基準所得税額とは

基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの(復興特別所得税を含む)をいう。

$$\begin{array}{ccc} \text{通常の方法で計算した場合の所得税額(申告不要制度を適用する所得を除く)} & + & \text{申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額} \\ & = & \text{基準所得税額} \\ & & \text{(復興特別所得税を含む)} \end{array}$$

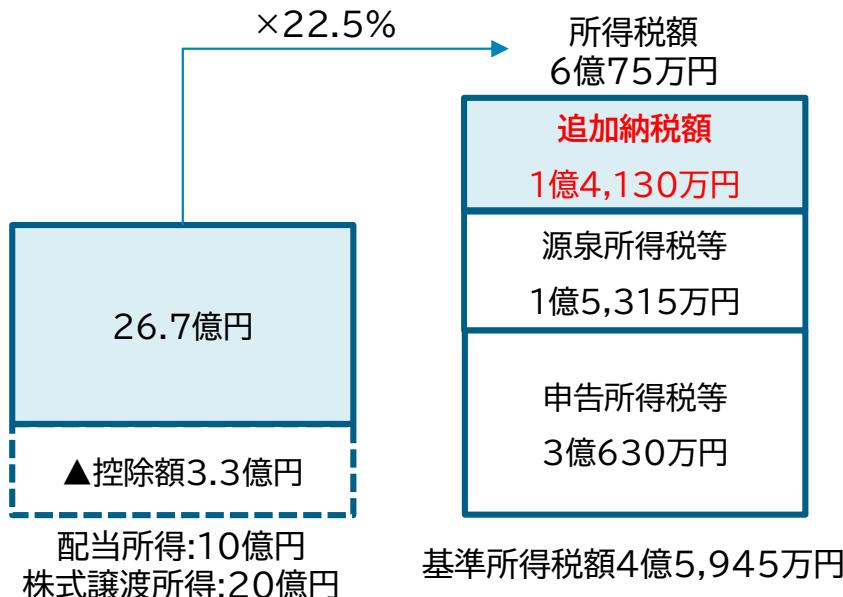
3. 改正の影響

(1) 計算例

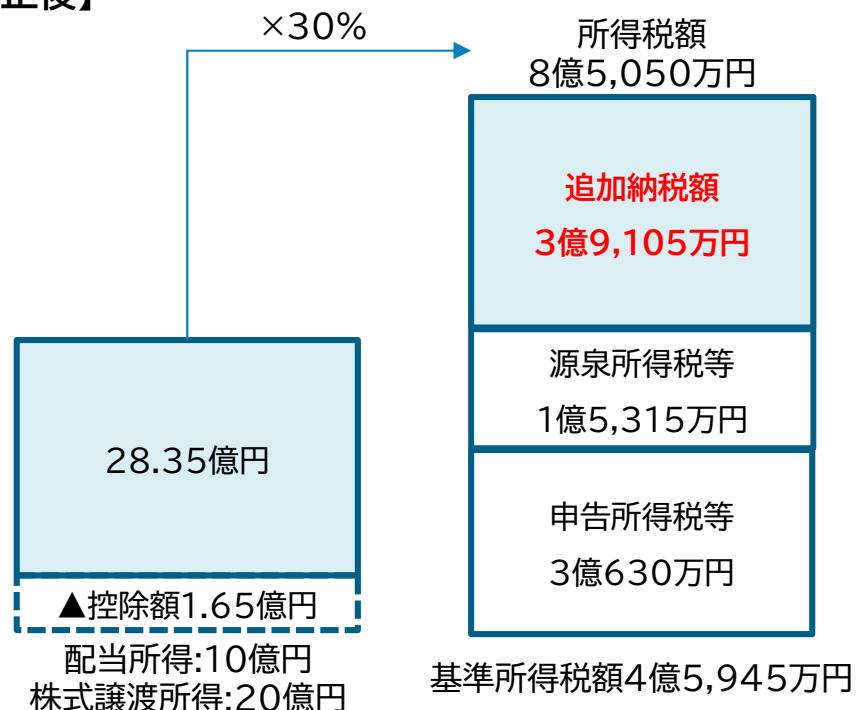
【前提】

- 申告不要制度を適用した上場株式の配当所得10億円、左記に係る源泉所得税等1億5,315万円
- 株式の譲渡所得20億円、左記に係る申告所得税等3億630万円
- 基準所得税額: 1億5,315万円 + 3億630万円 = 4億5,945万円

【改正前】



【改正後】



※ 追加納稅額に対する復興特別所得税は考慮せず計算している。

(所得税:極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し)

3. 改正の影響

(2) 改正による影響額一覧

基準所得 金額	基準所得 税額	令和7年 所得税額等 (A)	令和9年 所得税額等 (B)	改正による 影響額 (B-A)
3億円	45百万円	45百万円	45百万円	0百万円
4億円	61百万円	61百万円	70百万円	9百万円
5億円	76百万円	76百万円	101百万円	24百万円
6億円	91百万円	91百万円	131百万円	39百万円
7億円	107百万円	107百万円	161百万円	54百万円
8億円	122百万円	122百万円	191百万円	69百万円
9億円	137百万円	137百万円	222百万円	84百万円
10億円	153百万円	153百万円	252百万円	99百万円
15億円	229百万円	263百万円	404百万円	140百万円
20億円	306百万円	377百万円	555百万円	178百万円

基準所得 金額	基準所得 税額	令和7年 所得税額等 (A)	令和9年 所得税額等 (B)	改正による 影響額 (B-A)
30億円	459百万円	603百万円	858百万円	254百万円
40億円	612百万円	830百万円	1,161百万円	331百万円
50億円	765百万円	1,056百万円	1,464百万円	408百万円
60億円	918百万円	1,283百万円	1,767百万円	484百万円
70億円	1,072百万円	1,509百万円	2,071百万円	561百万円
80億円	1,225百万円	1,736百万円	2,374百万円	637百万円
90億円	1,378百万円	1,962百万円	2,677百万円	714百万円
100億円	1,531百万円	2,189百万円	2,980百万円	791百万円
200億円	3,063百万円	4,454百万円	6,011百万円	1,556百万円
300億円	4,594百万円	6,719百万円	9,041百万円	2,322百万円

総合課税の対象となる所得がなく、株式の譲渡所得や不動産の長期譲渡所得、上場株式の配当所得など分離課税15%のみの場合であり、復興特別所得税を考慮して試算。

4. 改正の留意点 －復興特別所得税の計算－

(1) 復興特別所得税の計算 －所得控除・税額控除がない場合－

【前提】

- 申告不要制度を適用した上場株式の配当所得10億円、左記に係る源泉所得税等1億5,315万円
- 株式の譲渡所得20億円、左記に係る申告所得税等3億630万円

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (⑫-⑬) 又は第三表	⑯ 0 0 0
	上の⑯に対する税額 又は第三表の⑭	⑯ 0 0 0
	配 当 控 除	⑯ 0 0 0
	区分	⑯ 0 0 0
	特定期改修等 住宅借入金等特別控除	⑯ 0 0 0
	政党等寄附金等特別控除	⑯ 0 0 0
	住宅耐震改修等 特別控除等	⑯ 0 0 0
	差引所得税額 (⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-⑳)	⑯ 0 0 0
	災 害 減 免 額	⑯ 0 0 0
	再差引所得税額(基準所得税額) (⑯-⑰)	⑯ 0 0 0
	復興特別所得税額 (⑯×2.1%)	⑯ 0 0 0
	所得税及び復興特別所得税の額 (⑯+⑰)	⑯ 0 0 0
	外国税額控除等	⑯ 0 0 0
	源 泉 徴 収 税 額	⑯ 0 0 0
	申 告 納 稅 額 (⑯-⑰-⑱-⑲)	⑯ 0 0 0
	予 定 納 稅 額 (第1期分・第2期分)	⑯ 0 0 0
	第3期分 の 税 額 (⑯-⑰)	⑯ 0 0 0
	納める税金 還付される税金	⑯ 0 0 0

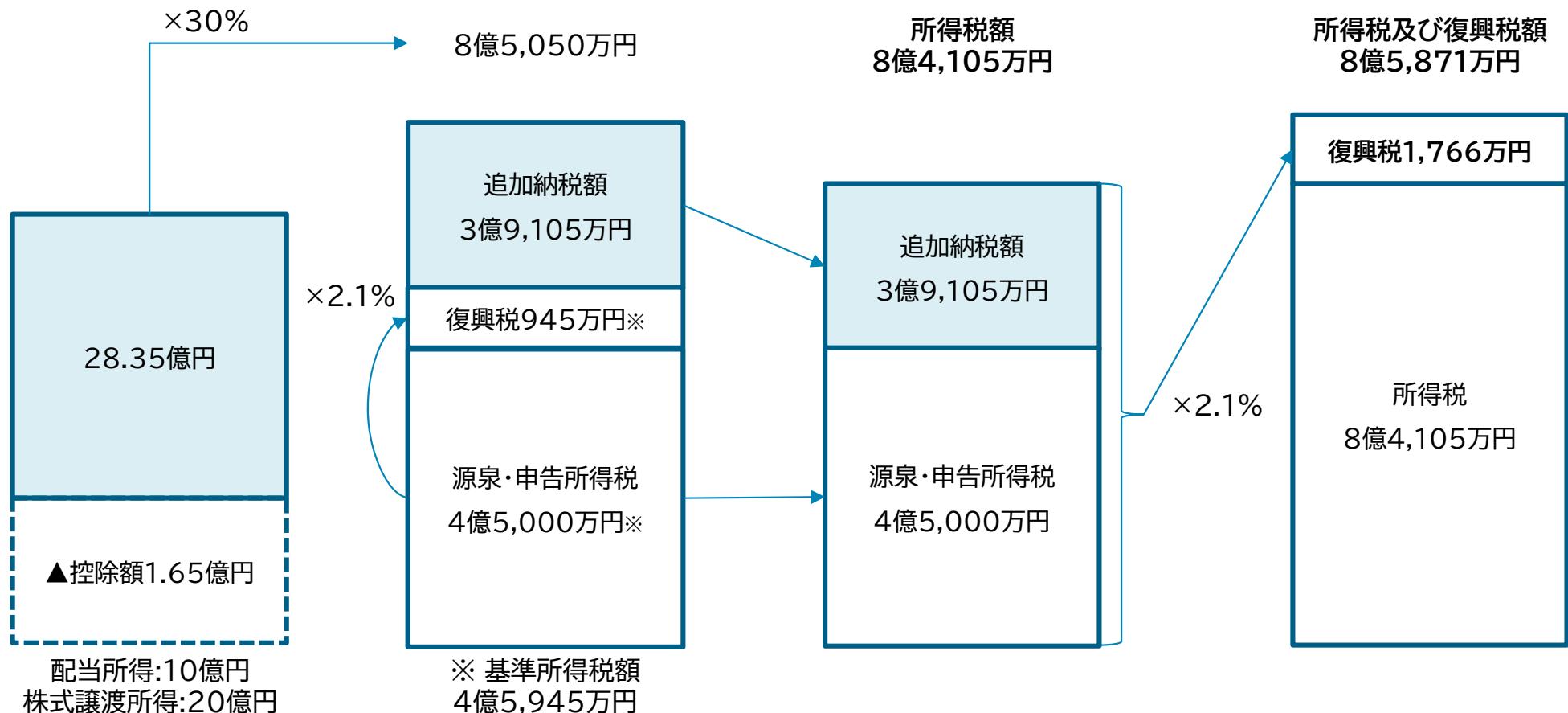
2 特例適用判定・税額の計算

特 例 適 用 判 定	⑯ - 0.0 億円 1,65 (※3)	⑯ (千円未満の端数切捨て) 2,835,000,000
	⑯ × 2.1% 30	⑯ 850,500,000
	通常の「所得税及び復興特別所得税の額」	⑯ 306,300,000
	申告不要制度を適用しようとする 所得に係る源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税)	⑯ 153,150,000
	租税特別措置法第41条の19の基準所得税額 (⑯ + ⑯)	⑯ 459,450,000
	⑯ - ⑯ (※3)	⑯ 391,050,000
	特例適用の場合の所得税の額 (申告書第一表⑯欄の金額)	⑯ 450,000,000
	⑯ × 2.1%	⑯ 9,450,000
	(申告不要制度を適用しないで計算した) 租税特別措置法第41条の19の基準所得税額 (⑯ + ⑯)	⑯ 459,450,000
	⑯ - ⑯ (※3)	⑯ 391,050,000
税 額 の 計 算	⑯ + ⑯	⑯ 841,050,000

申告書第一表の「税金の計算」欄の⑯欄に転記します。 ←

4. 改正の留意点 －復興特別所得税の計算－

【イメージ図】－所得控除・税額控除がない場合－



4. 改正の留意点 －復興特別所得税の計算－

(2) 復興特別所得税の計算 －所得控除・税額控除がある場合－

【前提】

- 申告不要制度を適用した上場株式の配当所得10億円、左記に係る源泉所得税等1億5,315万円
- 株式の譲渡所得20億円、左記に係る申告所得税等3億630万円
- 税額控除100万円

課税される所得金額 (⑪-⑩) 又は第三表	⑪	000
上の⑪に対する税額 又は第三表の⑭	⑫	450,000,000
配 当 控 除	⑬	
区分 区 分 1	⑭	1,000,000
特定増改築等 住宅借入金等特別控除	⑮	00
政党等寄附金等特別控除	⑯	00
住宅耐震改修 特 別 控 除 等	⑰	
差引所得税額 (⑪-⑫-⑬-⑮-⑯)	⑱	449,000,000
災 害 減 免 額	⑲	
再差引所得税額(基準所得税額) (⑱-⑲)	⑳	841,071,000
復興特別所得税額 (⑳×2.1%)	㉑	17,662,491
所得税及び復興特別所得税の額 (⑳+㉑)	㉒	858,733,491
外国税額控除等	㉓	
源 泉 徴 収 税 額	㉔	
申 告 納 稅 額 (㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖	
予 定 納 稅 額 (第1期分・第2期分)	㉗	
第3期分 の 税 額 (㉖-㉗)	㉘	00
納める税金	㉙	
還付される税金	㉚	△

2 特例適用判定・税額の計算

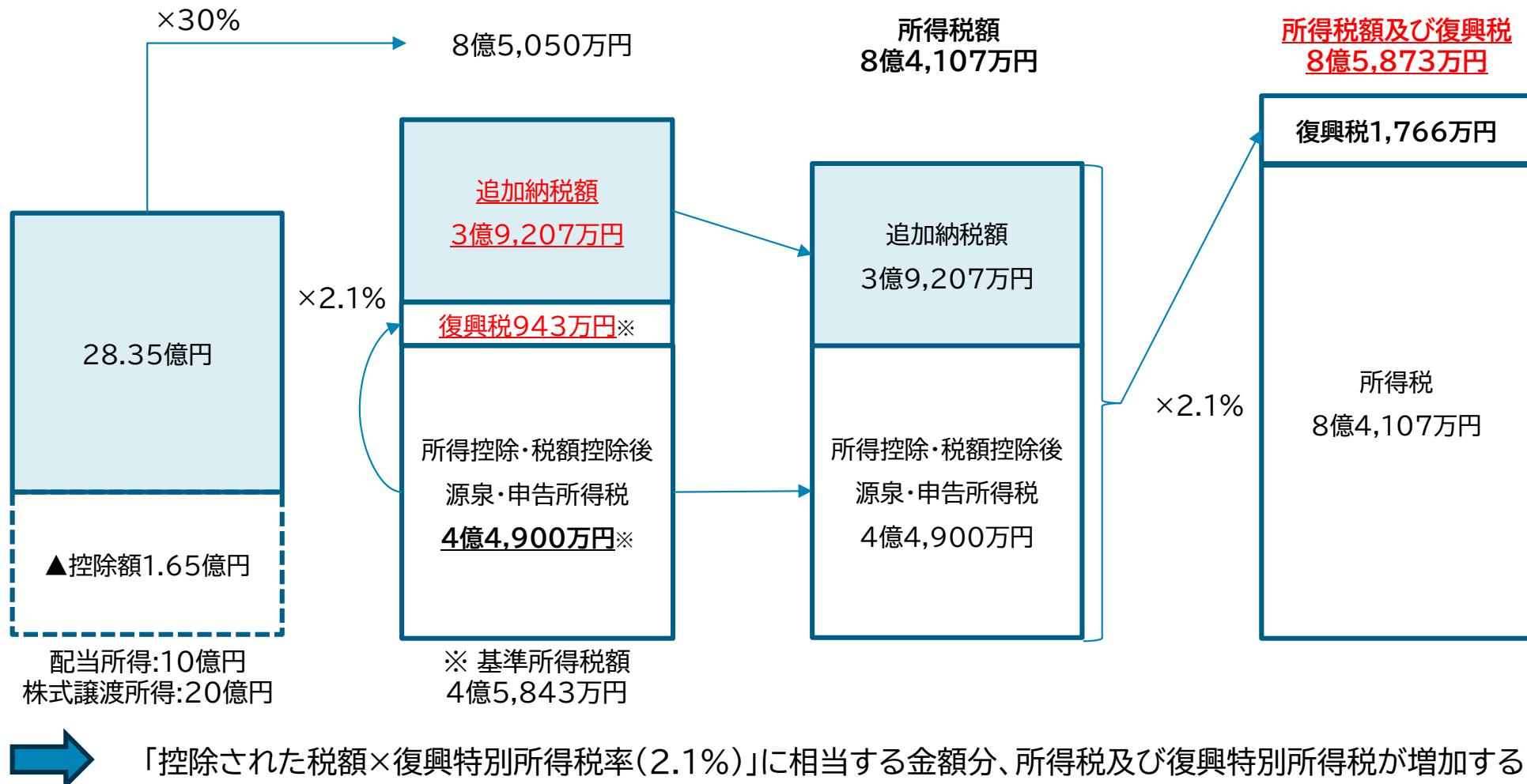
特 例 適 用 判 定	⑩ - 3.3億円 1,65(※3)	⑪ (千円未満の端数切捨て) 2,835,000,000
	⑫ × 2.1% 30	⑬ 850,500,000
	通常の「所得税及び復興特別所得税の額」	⑭ 305,279,000
	申告不要制度を適用しようとする 所得に係る源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税)	⑮ 153,150,000
	租税特別措置法第41条の19の基準所得税額 (⑭ + ⑮)	⑯ 458,429,000
	⑯ - ⑭ (※3)	⑰ 392,071,000
	特例適用の場合の所得税の額 (申告書第一表⑩欄の金額)	⑱ 449,000,000
	⑲ × 2.1%	⑳ 9,429,000
	(申告不要制度を適用しないで計算した) 租税特別措置法第41条の19の基準所得税額 (⑯ + ⑲)	㉑ 458,429,000
	⑰ - ㉑ (※3)	㉒ 392,071,000
税 額 の 計 算	㉓ + ㉒	㉔ 841,071,000

申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩欄に転記します。 ←

所得控除・税額控除を使う方が、使わない場合よりも、所得税及び復興特別所得税の金額は大きくなる。
なお、外国税額控除等や源泉徴収税額の控除は、所得税等の額から直接控除するため、影響はない。

4. 改正の留意点 –復興特別所得税の計算–

【イメージ図】 –所得控除・税額控除がある場合–



4. 改正の留意点 －MBO・M&Aにおける株式譲渡価額と退職金－

(1) 株式譲渡価額と退職金

事業承継を目的としたMBOやM&Aの際に対価の一部を役員退職金として支給することで、売り手の税負担が少くなり、買収時のキャッシュアウトを抑えられる可能性がある。この頁では、一定の前提を置いた上で、株式譲渡代金、退職金のそれぞれの受取割合を10%ずつ変動させた場合の税負担をシミュレーションする。

【前提条件】

- ・ M&A対価 10億円 (M&Aスキームは株式譲渡を前提とする)
- ・ 株式取得費 1億円
- ・ 役員就任期間 30年、退職所得控除額 1,500万円 (800万円+70万円×(30年-20年))
- ・ 株式譲渡所得と退職所得以外の所得はなく、所得控除や税額控除はないものとして試算している

株式譲渡代金	退職金	特例適用の場合 の所得税の額 (第1表④欄)	ミニマムタック ス課税適用に よる追加税額	所得税額 (①+②)	復興特別 所得税額	所得税及び復興 特別所得税の額 (③+④)	道府県民税額	市民税額	合計税額 (⑤+⑥+⑦)
		①	②	③	④	⑤			
100%	0%	135百万円	83百万円	218百万円	5百万円	222百万円	18百万円	27百万円	267百万円
90%	10%	134百万円	66百万円	200百万円	4百万円	205百万円	18百万円	27百万円	249百万円
80%	20%	142百万円	43百万円	185百万円	4百万円	189百万円	18百万円	27百万円	233百万円
70%	30%	149百万円	21百万円	170百万円	4百万円	174百万円	18百万円	27百万円	218百万円
60%	40%	157百万円	0百万円	157百万円	3百万円	160百万円	18百万円	27百万円	204百万円
50%	50%	164百万円	0百万円	164百万円	3百万円	168百万円	18百万円	27百万円	212百万円
40%	60%	172百万円	0百万円	172百万円	4百万円	175百万円	18百万円	27百万円	220百万円
30%	70%	179百万円	0百万円	179百万円	4百万円	183百万円	18百万円	27百万円	227百万円
20%	80%	187百万円	0百万円	187百万円	4百万円	191百万円	18百万円	27百万円	235百万円
10%	90%	194百万円	0百万円	194百万円	4百万円	198百万円	18百万円	27百万円	243百万円
0%	100%	217百万円	0百万円	217百万円	5百万円	221百万円	20百万円	30百万円	271百万円

(所得税:極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し)

4. 改正の留意点 －MBO・M&Aにおける株式譲渡価額と退職金－

(2) 留意点

- ・本事例では株式譲渡対価6億円、退職金4億円の場合が最も税負担が少なくなり、M&A対価の手取額が最も多くなる結果となったが、M&A対価によってシミュレーション結果が変わることから、損益分岐点を個々の事案毎に算定する必要がある。
- ・株式を譲渡する個人において、譲渡する年分に他の所得がある場合には、当該他の所得金額の多寡により基準所得税額が変動することから、ミニマムタックス課税が発動するか否かを確認する必要があり、株式譲渡対価と退職金それぞれの受取割合の損益分岐点が変動する。
- ・M&A対価の一部を退職金として支給することにより手取額が増加する可能性があるが、税務否認される可能性があるため、それぞれの価格決定の検証が必要となる。
- ・買い手において退職金スキームは買収時の手出資金を抑えることができる。また、税務面においても株式購入代金は資産計上する必要がある一方、役員退職金は支払法人で損金算入することができることから、買い手においても一定のメリットがある。
- ・本事例は株式譲渡スキームを前提としてシミュレーションしているが、M&Aスキームが、株式譲渡や事業譲渡等によって課税関係が異なることから、個々の事案に応じて検証する必要がある。

4. 改正の留意点 ーミニマムタックス課税とふるさと納税ー

(1) 特定の基準所得金額の課税の特例(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)

下記①の金額が②の金額を超える場合は、差額に相当する所得税が課せられる。

$$\text{①} (\text{基準所得金額}(\text{※1}) - 1.65\text{億円}) \times 30\%$$

$$\text{② 基準所得税額}(\text{※2})$$

(※1) 基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

(※2) 基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの(復興特別所得税を含む)をいう。

(2) 特定の基準所得金額の課税の特例適用時のふるさと納税に関する留意点

本特例では、上記①の計算につき、各種所得控除を加味する前の金額である「基準所得金額」を計算要素としているため、各種所得控除は計算上考慮されないこととなる。

一方で上記②については、計算要素が基準所得金額から各種所得控除額を控除した「基準所得税額」であることから各種所得控除について計算上加味されている。

このことから、本特例の対象となる場合は、ふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されていない、「基準所得金額」が基となり所得税額が算出されるため、多額のふるさと納税を実施したとしても、寄附額のうち、“所得税額に対応する部分”については減税効果がないと考えられる。

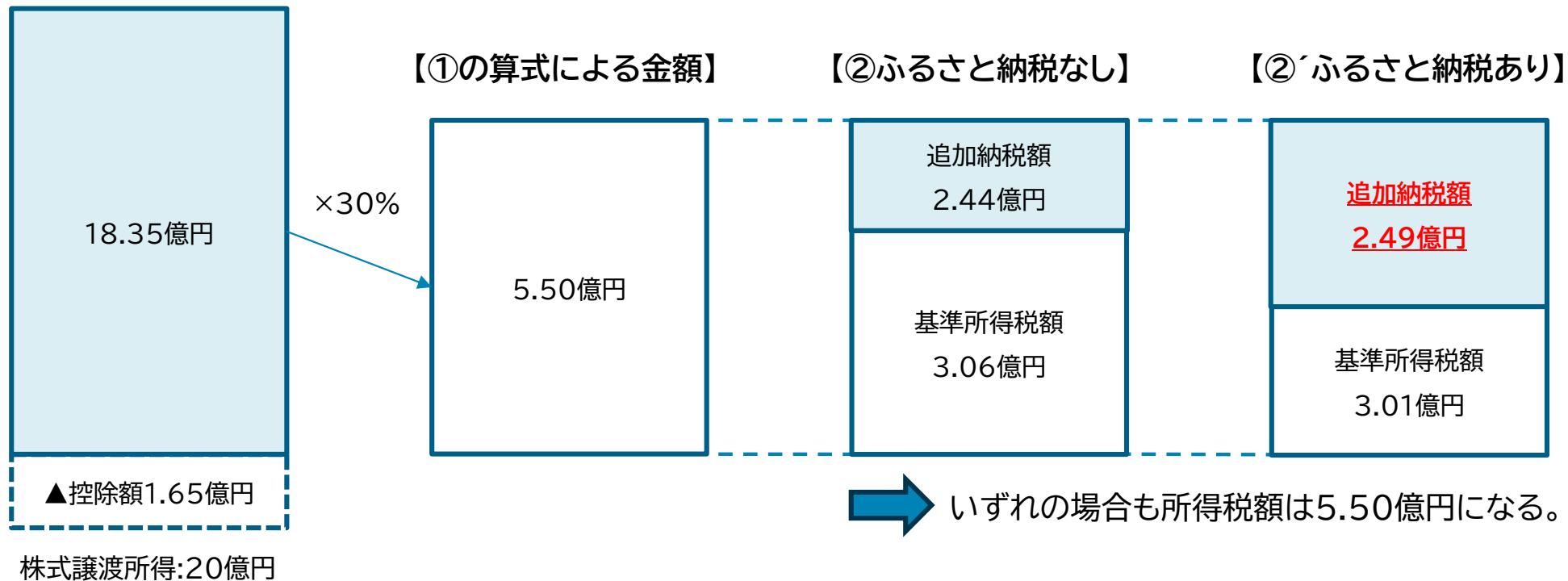
なお、本特例は住民税には影響しないため、住民税額に対応する部分については減税効果があることに留意する。

4. 改正の留意点 ーミニマムタックス課税とふるさと納税ー

【具体例】

分離課税の所得20億円の特例対象者がふるさと納税を3,000万円した場合

- ① $(20\text{億円}-1.65\text{億円}) \times 30\% = 5.50\text{億円}$
 - ② ふるさと納税しない場合の基準所得税額: $20\text{億円} \times 15.315\% = 3.06\text{億円}$
 - ②' ふるさと納税した場合の基準所得税額: $(20\text{億円}-3,000\text{万円}) \times 15.315\% = 3.01\text{億円}$
- いずれも所得税額は①となるため、寄附による所得税の減税効果はない。



(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額-

(1)ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、既存の所得税の寄附金控除(所得控除)、住民税の寄附金税額控除に加え、上乗せ措置として設けられた寄附金税額控除(特例分)の組み合わせにより、原則は(寄附額-2,000円)相当額の減税効果を受けられる制度である。

(2)寄附による減税効果及び法令上の寄附限度額

税目	控除制度	減税効果	法令上の寄附限度額 (いずれか少ない金額)	備考
所得税	寄附金控除 (所得控除)	(寄附額-2,000円)×所得税率	(総所得金額等×40%)+2,000円	
住民税	寄附金税額控除 (基本分)	(寄附額-2,000円) ×10%	(総所得金額等×30%)+2,000円	
	寄附金税額控除 (特例分)	(寄附額-2,000円) ×(100%-10%-所得税率) 2027年(令和9年)以降の寄附 は193万円が上限	{住民税所得割額×20%/(100%-10%-所得税率)}+2,000円	寄附金控除、寄附金税額控除 (基本分)で控除しきれなかつた分を控除する上乗せ措置

※住民税所得割額は、総所得金額等に一定の算式を用いて計算

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額-

(3)総合課税所得と分離課税所得がある場合の寄附限度額の留意点

上記の寄附金税額控除(特例分)で記載した「所得税率」は、地方税法の規定にもとづき、所得構成に応じて総合課税ならびに分離課税の適用税率のうちいずれか一つの税率が採用される。

例えば、総合課税所得の適用税率が33%、かつ、分離課税所得(適用税率15%を想定)を有する場合であれば、寄附金税額控除(特例分)における「所得税率」は33%が採用されるため、法令上の限度額通り寄附をすることで、 $18\% (=33\%-15\%)$ 相当額の減税効果を受けられず、自己負担額が大きく膨らんでしまうことが起こり得る(分離課税所得が多額であるほど、該当する可能性が大きくなる)。

なお、総合課税所得についても、累進税率が低い部分については、同じく減税効果が受けられないことになる。

ミニマムタックス課税適用前の2024年(令和6年)以前やミニマムタックス課税が発動しない場合においても、上記の税率差が要因となり、法令上の寄附限度額を寄附したとしても自己負担額が2,000円とならない場合があった。

【具体例】

- ・2026年(令和8年)の総合課税所得1,000万円、分離課税所得8億円 ※ミニマムタックス課税の発動なし
- ・住民税の特例適用により計算した限度額1,456万円

税目	控除制度	減税効果	法令上の寄附限度額 (いずれか少ない金額)	備考
所得税	寄附金控除 (所得控除)	$(\text{寄附額}-2,000\text{円}) \times \underline{\text{33\%}} \sim \underline{\text{15\%}}$	$(\text{総所得金額等} \times 40\%) + 2,000\text{円}$	
住民税	寄附金税額控除 (基本分)	$(\text{寄附額}-2,000\text{円}) \times 10\%$	$(\text{総所得金額等} \times 30\%) + 2,000\text{円}$	
	寄附金税額控除 (特例分)	$(\text{寄附額}-2,000\text{円}) \times (100\% - 10\% - \underline{\text{33\%}})$	$\{\text{住民税所得割額} \times 20\% / (100\% - 10\% - \underline{\text{33\%}})\} + 2,000\text{円}$ $= \underline{\text{1,456万円}}$	寄附金控除、寄附金税額控除 (基本分)で控除しきれなかつた分を控除する上乗せ措置

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額-

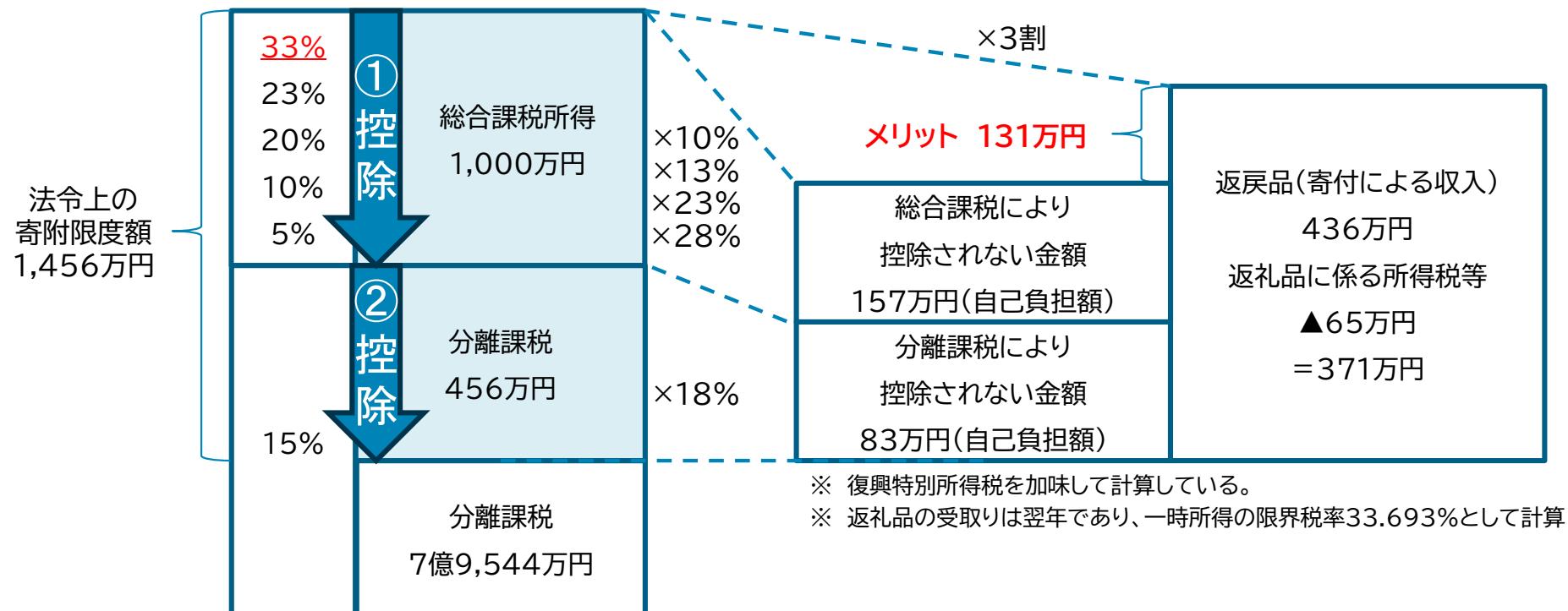
法令上の寄附限度額1,456万円について、所得税の寄附金控除は、総合課税所得1,000万円と分離課税所得8億円のうち456万円に対して控除される。

分離課税部分456万円については、地方税法の規定に基づき、所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-33%)=82%しか控除されない。

つまり、分離課税部分については、 $456\text{万円} \times 18\% = 82\text{万円}$ について控除されない(自己負担)こととなる。
(同じく総合課税についても累進税率が低い部分については控除されない)

ただし、寄附額のうち3割相当は返礼品としての経済的利益があることから、自己負担額が大きくても、寄附による収入額を考慮すると、メリットとなる場合がある。

なお、返礼品は、受け取った年分の一時所得の対象となるため、考慮する必要がある。



(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額-

【具体例】

- ・2026年(令和8年)の総合課税所得1,000万円、分離課税所得8億円 ※ミニマムタックス課税の適用なし
- ・住民税の特例適用により計算した限度額1,456万円
- ・返礼品の受取りは翌年であり、一時所得に係る限界税率は33.693%とする。

① 自己負担額が2,000円となる100万円を寄附

(単位:円)		
法令上の 寄附限度額	所得税	324,002,000
	住民税(基本)	162,002,000
	住民税(特例)	14,565,000
	いずれか低い金額	14,565,000
実際の寄附額	A	1,000,000
自己負担額	B(Aより算出)	2,000
返戻品	C(A×0.3)	300,000
返戻品に係る所得税等	D(C-50万円)/2×所得税率	0
寄附によるメリット	C-D-B	298,000

② 法令上の寄附限度額となる1,456万円を寄附

(単位:円)		
法令上の 寄附限度額	所得税	324,002,000
	住民税(基本)	162,002,000
	住民税(特例)	14,565,000
	いずれか低い金額	14,565,000
実際の寄附額	A	14,565,000
自己負担額	B(Aより算出)	2,408,800
返戻品	C(A×0.3)	4,369,500
返戻品に係る所得税等	D(C-50万円)/2×所得税率	651,875
寄附によるメリット	C-D-B	1,308,825

※ 復興特別所得税を加味して計算している。



自己負担額が大きくて、実質的収入額(返礼品)から判断すると、有利になる場合がある。

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 －特例対象者のふるさと納税の有利不利－

(1)特例適用者の寄附限度額の留意点

本特例の対象となる場合は、ふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されていない、「基準所得金額」が基となり所得税額が算出されるため、多額のふるさと納税を実施したとしても、寄附額のうち、“所得税額に対応する部分”については減税効果がないと考えられる。

【本特例の適用がない場合】 ※総合課税所得の税率33%
分離課税部分について、
所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-33%)=82%しか控除されないため、
18%が自己負担となる。

【本特例の適用がある場合】 ※総合課税所得の税率33%
分離課税部分について、
所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-33%)=82%のうち、
所得控除15%については本特例により所得税の減税効果がないことから、
18%の自己負担に加えて、所得控除15%についても寄附による税メリットがないことになる。

なお、同じく総合課税についても累進税率の低い部分については自己負担が発生し、所得税の減税効果はない。

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 –特例対象者のふるさと納税の有利不利–

【具体例】

- ・2026年(令和8年)の総合課税所得800万円、分離課税所得20億円 ※ミニマムタックス課税の適用あり
- ・住民税の特例適用により計算した限度額3,031万円

法令上の寄附限度額3,031万円について、所得税の寄附金控除は、総合課税所得800万円(限界税率23%)と分離課税所得20億円のうち2,231万円に対して控除される。

分離課税部分2,231万円については、地方税法の規定に基づき、所得控除15%+基本分10%+特例分(100%-10%-23%)=92%しか控除されない。

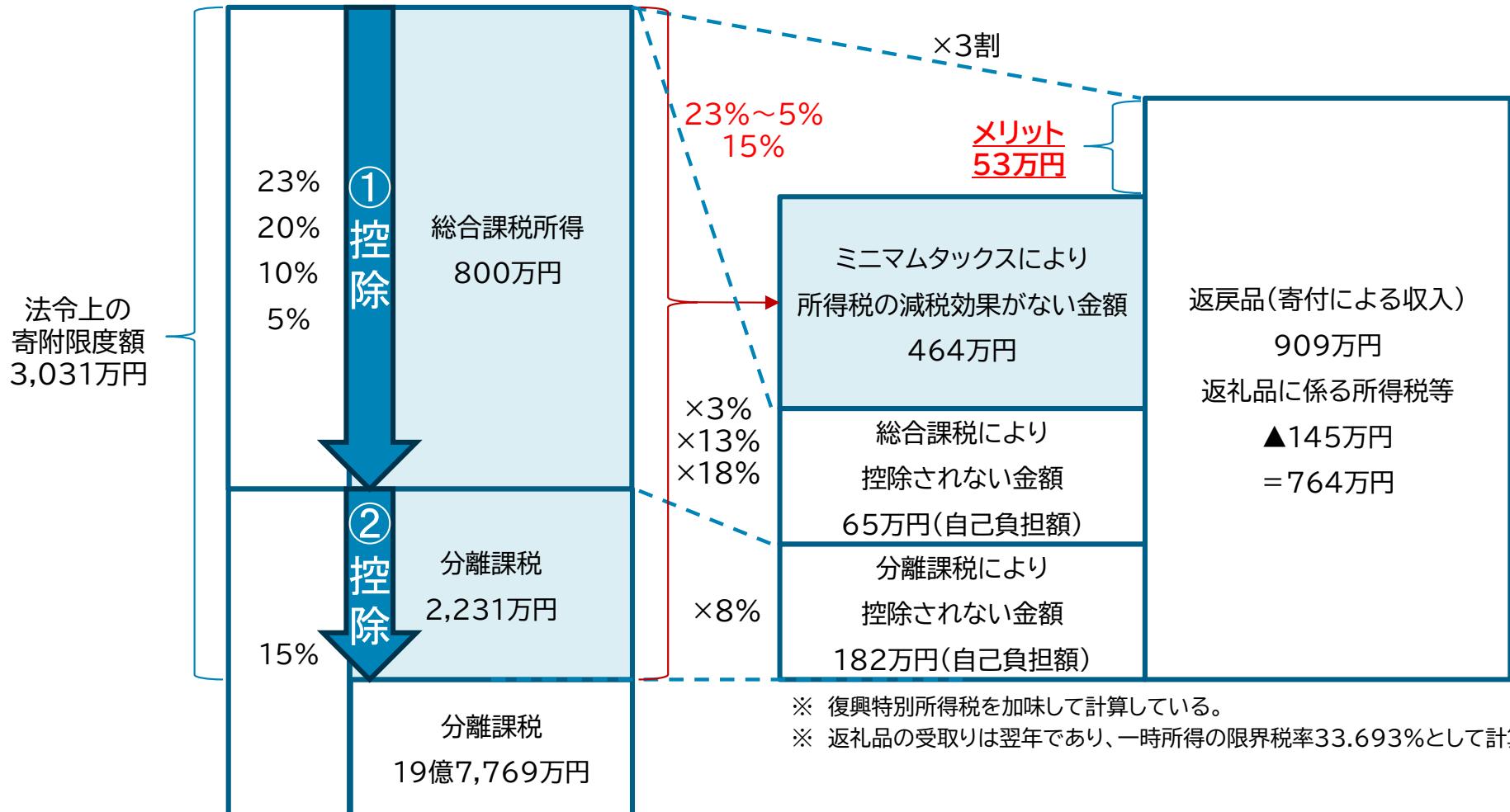
つまり、分離課税部分については、 $2,231\text{万円} \times 8\% = 178\text{万円}$ について控除されない(自己負担)こととなる。
(同じく総合課税についても累進税率が低い部分については控除されない)

また、ミニマムタックス課税により、所得控除15%部分については減税効果がないことから、 $2,231\text{万円} \times 15\% = 334\text{万円}$ についても、寄附による税メリットがないことになる。
(同じく総合課税についても所得税の減税効果はない)

ただし、寄附額のうち3割相当は返礼品としての経済的利益があることから、自己負担額が大きくても、所得税の減税効果がなくとも、寄附による収入額を考慮すると、メリットとなる場合がある。

なお、返礼品は、受け取った年分の一時所得の対象となるため、考慮する必要がある。

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -特例対象者のふるさと納税の有利不利-



(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -総合課税所得と分離課税所得がある場合の限度額-

【具体例】

- ・分離課税所得20億円 **※ミニマムタックス課税の適用あり**
- ・返礼品の受取りは翌年であり、一時所得に係る限界税率は33.693%とする。
- ・総合課税所得は以下の通り

① 総合課税所得が800万円の場合

(単位:円)		
法令上の寄附限度額	所得税	803,202,000
	住民税(基本)	401,602,000
	住民税(特例)	30,310,000
	いずれか低い金額	30,310,000
実際の寄附額	A	30,310,000
自己負担額	B(Aより算出)	2,473,500
所得税の減税効果がない金額	C(A×所得税率)	4,645,700
返戻品	D(A×0.3)	9,093,000
返戻品に係る所得税等	E(D-50万円)/2×所得税率	1,447,620
寄附によるメリット	D-E-B-C	526,180

② 総合課税所得が1億円の場合

(単位:円)		
法令上の寄附限度額	所得税	840,002,000
	住民税(基本)	420,002,000
	住民税(特例)	49,939,500
	いずれか低い金額	49,939,500
実際の寄附額	A	49,939,500
自己負担額	B(Aより算出)	2,000
所得税の減税効果がない金額	C(A×所得税率)	22,944,000
返戻品	D(A×0.3)	14,981,850
返戻品に係る所得税等	E(D-50万円)/2×所得税率	2,439,685
寄附によるメリット	D-E-B-C	▲10,403,835

※ 復興特別所得税を加味して計算している。



総合所得の金額により、ふるさと納税の有利・不利が異なる。

(参考)ミニマムタックス課税とふるさと納税 -特例対象者のふるさと納税の有利不利-

(2)結論

特定の基準所得金額の課税の特例(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)の対象となる場合、有利・不利の関係は、総合所得金額(限界税率)により、総合所得金額が900万円以下(限界税率23%以下)の場合有利、総合所得金額が900万円超(限界税率33%以上)の場合不利となる。

【総合所得金額による有利・不利】 ※譲渡所得金額は20億円、一時所得に係る税率を33.693%と仮定

(単位:円)

	総合所得金額	8,000,000	9,000,000	9,001,000	100,000,000
	総合課税の税率	23%	23%	33%	45%
法令上の 寄附限度額	所得税	803,202,000	803,602,000	803,602,400	840,002,000
	住民税(基本)	401,602,000	401,802,000	401,802,200	420,002,000
	住民税(特例)	30,310,000	30,340,100	35,841,200	49,939,500
	いずれか低い金額	30,310,000	30,340,100	35,841,200	49,939,500
実際の寄附額	A	30,310,000	30,340,100	35,841,200	49,939,500
自己負担額	B(Aより算出)	2,473,500	2,394,000	6,502,500	2,000
所得税の減税効果がない金額	C(A×所得税率)	4,645,700	4,732,200	5,574,800	22,944,000
返戻品	D(A×0.3)	9,093,000	9,102,030	10,752,360	14,981,850
返戻品に係る所得税等	E(D-50万円)/2×所得税率	1,447,620	1,449,141	1,727,164	2,439,685
寄附によるメリット	D-E-B-C	526,180	526,689	▲3,052,104	▲10,403,835

※一時所得に係る税率によりメリットは変動するため留意する。

※寄附金税額控除(特例分)について、2027年(令和9年)以降の寄附は193万円が上限となるため留意する。